

伊勢市公報

第 342 号
令和2年2月5日
水曜日

目次

	頁
規 則	
○ 伊勢市を美しくする条例施行規則及び伊勢市路上喫煙対策審議会規則の一部を改正する規則	2
○ 伊勢市市税条例施行規則の一部を改正する規則	10
教育委員会規則	
○ 伊勢市立小中学校学期制の在り方検討委員会規則	13
訓 令	
○ 伊勢市事務決裁規程の一部を改正する訓令	15
告 示	
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	17
○ 路上喫煙禁止区域の指定について	18
教育委員会告示	
○ 教育委員会会議の招集について	21
上下水道事業告示	
○ 流域関連公共下水道の供用開始について	22

伊勢市を美しくする条例施行規則及び伊勢市路上喫煙対策審議会規則の
一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年1月23日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 1 号

伊勢市を美しくする条例施行規則及び伊勢市路上喫煙対策審議会規則の一部を改正する規則

(伊勢市を美しくする条例施行規則の一部改正)

第 1 条 伊勢市を美しくする条例施行規則 (平成17年伊勢市規則第116号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

伊勢市ポイ捨て及び路上喫煙の防止に関する条例施行規則

第 1 条中「伊勢市を美しくする条例」を「伊勢市ポイ捨て及び路上喫煙の防止に関する条例」に改める。

第 2 条を削る。

第 3 条の見出し中「対象となる」を「回収容器の設置を要する」に改め、同条を第 2 条とする。

第 4 条を第 3 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

(路上喫煙禁止区域の指定に係る告示)

第 4 条 条例第 9 条の 3 第 3 項 (条例第 9 条の 4 第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 区域の名称
- (2) 区域の範囲
- (3) 区域として指定し、変更し、又は解除する日

第 6 条を次のように改める。

(公表)

第 6 条 条例第 11 条に規定する公表は、伊勢市公告式条例(平成 17 年伊勢市条例第 3 号)第 2 条第 2 項に規定する掲示場への掲示その他市長が適当と認める方法によるものとし、次に掲げる事項について行う

ものとする。

- (1) 事業者の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
- (2) 事業者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
- (3) 自動販売機の設置場所及び飲食料の販売場所
- (4) 回収容器の未設置又は適正管理の未実施の別
- (5) その他市長が必要と認める事項

第8条第2号中「容器等及び吸い殻等の投棄」を「ポイ捨て」に改める。

様式第1号から様式第4号までを次のように改める。

様式第1号（第5条関係）

第 号
年 月 日

住所
氏名

伊勢市長



容器等又は吸い殻等の回収に関する勧告書

あなたは、伊勢市ポイ捨て及び路上喫煙の防止に関する条例第7条の規定に違反していますので、同条例第10条第1項の規定に基づき、次の措置を講ずるよう勧告します。

勧告の内容	
勧告の理由	
措置を講じなければならない期限	年 月 日

様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称
及び代表者氏名

伊勢市長



回収容器の設置等に関する勧告書

あなたは、伊勢市ポイ捨て及び路上喫煙の防止に関する条例第9条の規定に違反していますので、同条例第10条第2項の規定に基づき、次の措置を講ずるよう勧告します。

自動販売機の設置場所	伊勢市	
自動販売機の形式等	メーカー名	
	形 式	
	製造番号	
販売する飲食料等		
勧告の内容		
勧告の理由		
措置を講じなければ ならない期限	年 月 日	
設置（管理）の報告	写真を添えて、設置（管理）後1週間以内に報告すること。	

第 号
年 月 日

住所
氏名

伊勢市長



容器等又は吸い殻等の回収に関する勧告履行命令書

あなたは、 年 月 日付け 第 号で伊勢市ポイ捨て及び路上喫煙の防止に関する条例第10条第1項の規定による勧告を受けたにもかかわらず、従わなかったため、同条第3項の規定により、次のとおり当該勧告に従うよう命じます。

勧告の内容	
勧告の理由	
期限	年 月 日

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、伊勢市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 号
年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称
及び代表者氏名

伊勢市長



回収容器の設置等に関する勧告履行命令書

あなたは、 年 月 日付け 第 号で伊勢市ポイ捨て及び路上喫煙の防止に関する条例第10条第2項の規定による勧告を受けたにもかかわらず、従わなかったため、同条第3項の規定により、次のとおり当該勧告に従うよう命じます。

自動販売機の設置場所	伊勢市	
自動販売機の形式等	メーカー名	
	形 式	
	製造番号	
販売する飲食料等		
勧告の内容		
勧告の理由		
期 限	年 月 日	
設置（管理）の報告	写真を添えて、設置（管理）後1週間以内に報告すること。	

（教示）

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、伊勢市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、伊勢市を被告として（訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(伊勢市路上喫煙対策審議会規則の一部改正)

第2条 伊勢市路上喫煙対策審議会規則（平成31年伊勢市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第2号）第9条」を「伊勢市ポイ捨て及び路上喫煙の防止に関する条例（平成17年伊勢市条例第135号）第14条」に改める。

附 則

この規則は、伊勢市を美しくする条例の一部を改正する条例（令和元年伊勢市条例第28号）の施行の日から施行する。

伊勢市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年1月29日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 2 号

伊勢市市税条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市市税条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 44 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 1 項各号列記以外の部分中「第 90 条第 1 項に規定する身体障害者等」を「第 90 条第 1 項第 1 号に規定する身体に障害を有し、歩行が困難な者若しくは精神に障害を有し、歩行が困難な者として規則で定める者（以下「身体障害者等」という。）」に改め、同項ただし書中「身体障害者等と生計を一にする者が取得し、又は所有するもの及び」を削り、「が運転する」を「又は身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。）のために当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。）を常時介護する者が運転する」に改め、「音声機能障害を有する者及び」及び「3 級の 2、3 級の 3 及び」を削り、「3 級（1 下肢のみに運動機能障害をもつものに限る。）」を「4 級」に改め、同項第 1 号の表視覚障害の項中「3 級」を「4 級」に改め、「及び 4 級の 1」を削り、同表音声機能障害の項中「音声機能障害」を「音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害」に、「喉頭摘出による音声機能障害がある場合」を「喉頭を摘出したことによるもの」に改め、同表上肢不自由の項中「、2 級の 1 及び 2 級の 2」を「及び 2 級」に改め、同表乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害の部上肢機能の項中「（1 上肢のみに運動障害がある場合を除く。）」を削り、同項第 2 号の表音声機能障害の項中「音声機能障害」を「音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害」に、「喉頭摘出による音声機能障害がある場合」を「喉頭を摘出したことによるもの」に改め、同表上肢不自由の項中「第 3 項症」を「第 4 項症」に改め、同条第 2 項中「（原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び 2 輪の小型自動車をいう。以下「軽自動車等」という。）」を削り、同項ただし書中「身

体障害者等が」を「身体障害者等又は前項第1号に該当する者（年齢が18歳未満の者に限る。）若しくは同項第3号若しくは第4号に該当する者（第3号において「第1号等該当者」という。）と生計を一にする者（当該身体障害者等が住居を離れて施設に入所している場合を除き、同じ住所に居住するものに限る。）（第3号において「生計同一者」という。）が」に改め、「当該他の自動車につき」の次に「当該身体障害者等に係る」を加え、同項第1号中「前項第1号又は第2号に該当する者」を「身体障害者等」に、「前項第1号又は第2号に該当するもの」を「当該身体障害者等」に改め、同項第2号中「次号において同じ。」を削り、同項第3号中「前項第1号に該当する者（年齢が18歳未満のものに限る。）又は同項第3号若しくは第4号に該当する者（以下この号においてこれらを「第1号等該当者」という。）と生計を一にする者（以下この号において「生計同一者」という。）」を「生計同一者」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の伊勢市市税条例施行規則の規定は、令和2年度分以後の軽自動車税の種別割について適用し、令和元年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

伊勢市立小中学校学期制の在り方検討委員会規則をここに公布する。

令和2年1月30日

伊勢市教育委員会

教育長 北村 陽

伊勢市教育委員会規則第1号

伊勢市立小中学校学期制の在り方検討委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢市附属機関条例（平成29年伊勢市条例第2号）第9条の規定に基づき、伊勢市立小中学校学期制の在り方検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第3条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年1月23日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市訓令第 1 号

伊勢市事務決裁規程の一部を改正する訓令

伊勢市事務決裁規程（平成17年伊勢市訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 5 (5) の表 8 の項中「伊勢市を美しくする条例」を「伊勢市ポイ捨て及び路上喫煙の防止に関する条例」に改める。

附 則

この訓令は、伊勢市を美しくする条例の一部を改正する条例（令和元年伊勢市条例第 28 号）の施行の日から施行する。

伊勢市告示第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、上地町東組から次のとおり変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示します。

令和2年1月27日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 佐 波 正 秀

伊勢市上地町 1414 番地

変更後 中 川 章

伊勢市上地町 1421 番地

伊勢市告示第4号

伊勢市ポイ捨て及び路上喫煙の防止に関する条例（平成17年伊勢市条例第135号）第9条の3第1項の規定により、路上喫煙禁止区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により告示します。

令和2年1月31日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 区域の名称

- (1) 伊勢市駅・宇治山田駅前周辺エリア
- (2) 内宮周辺エリア

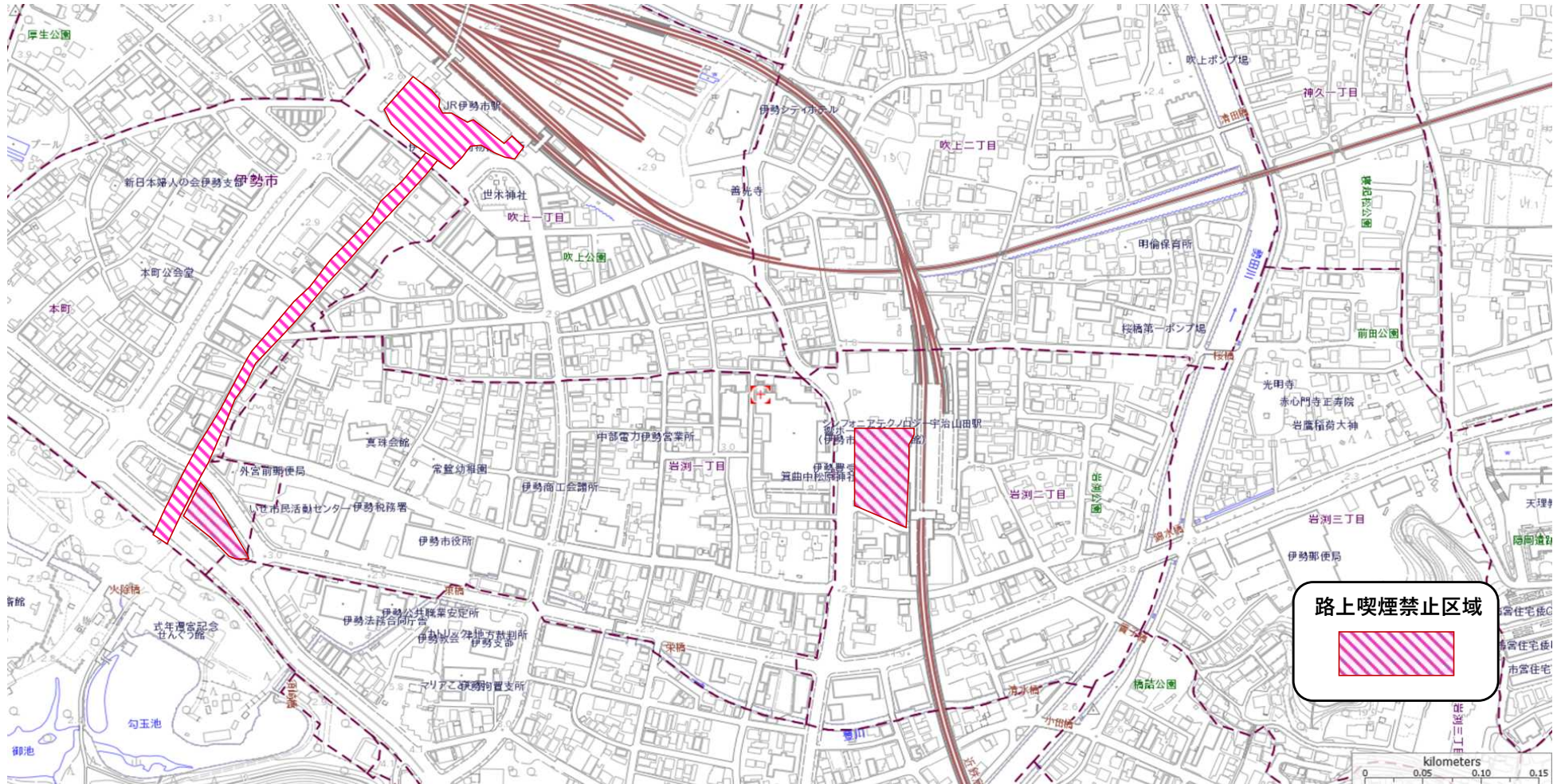
2 区域の範囲

別紙のとおり

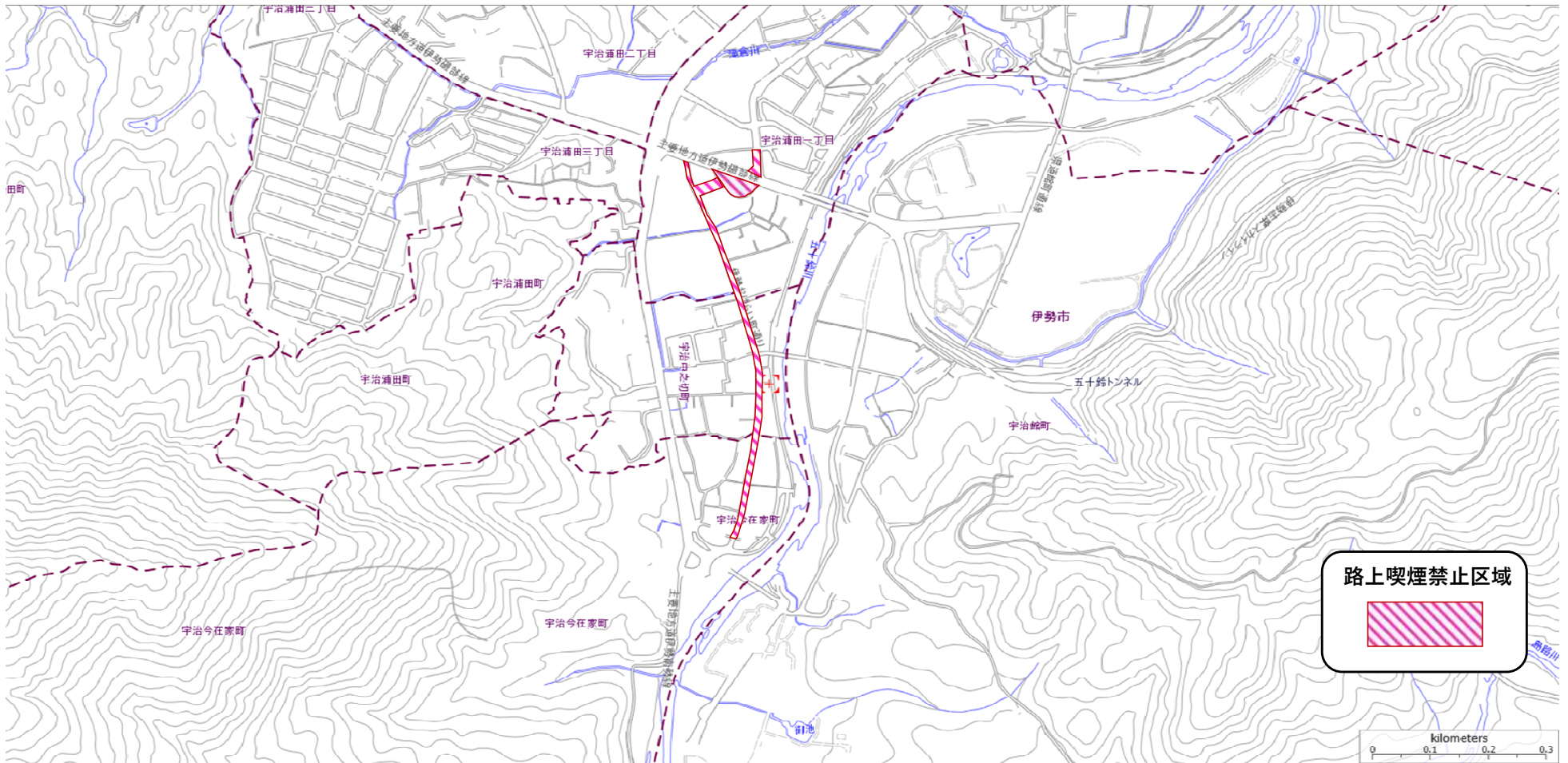
3 区域として指定する日

令和2年8月1日

①伊勢市駅・宇治山田駅前広場



②内宮前広場



伊勢市教育委員会告示第1号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

令和2年1月21日

伊勢市教育委員会
教育長 北村 陽

記

- 1 日時 令和2年1月27日（月）午後7時00分
- 2 場所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）2階 第1・2会議室
- 3 会議に付する事件
 - 議案第1号 令和2年度学校業務員、給食調理士及び幼稚園教諭の人事異動方針について
 - 議案第2号 奨学金の支給廃止または停止の決定について
 - 議案第3号 伊勢市立小中学校学期制の在り方検討委員会規則の制定について

伊勢市上下水道事業告示第 1 号

流域関連公共下水道の供用を開始するので、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示します。

その関係図面は、令和 2 年 1 月 17 日から 2 週間、伊勢市上下水道部下水道施設管理課窓口に備え置いて、一般の縦覧に供します。

令和 2 年 1 月 16 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 供用(下水の処理)を開始する年月日
令和 2 年 2 月 1 日
- 2 供用(下水の処理)を開始する区域
勢田町、黒瀬町、小俣町新村、小俣町明野、一之木 3 丁目及び大世古 2 丁目の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示します。
- 4 当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 伊勢市大湊町 1126 番地
名称 宮川浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式